

※この法令は廃止されています。  
昭和六十一年総理府令第五十四号  
地籍図の様式を定める省令

国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の規定に基づき、地籍図の様式を定める総理府令(昭和二十九年総理府令第六号)の全部を改正する総理府令を次のように定める。  
国土調査法施行令第二条第二項の国土交通省令で定める地籍図の様式は、別記のとおりとする。

附則

この府令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則(平成二二年八月一四日総理府令第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成一四年二月二〇日国土交通省令第一〇号)

1 この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現に地籍調査を実施中の者に限り、地籍図の様式については、なお従前の例によることができる。ただし、この場合において、世界測地系に基づく図郭線の座標値について、地籍図の左下図郭線外に、次の各号に掲げる事項を図例で示す方法によって表示するものとする。

- 一 表の名称
  - 二 修正年月
  - 三 世界測地系に基づく図郭線四隅の座標値
  - 四 図郭左下の旧座標値
  - 五 地籍図の縮尺
  - 六 座標系記号
  - 七 世界測地系の座標値を求めるために用いた座標変換の方法
- 附則(平成二二年一〇月一二日国土交通省令第四九号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

別記

別記 地籍図様式

目次

第1部 総論

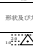


- 1 基準点及び座標系等の表示
- 2 主要地籍事項の表示
- 3 土地利用及び工造物の現況の表示
- 4 図郭の表示
- 5 表示についての注意事項

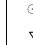
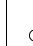
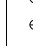
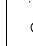


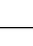

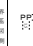

第2部 地籍図

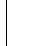


第3部 縮尺及び用語

第1部 総論

1 基準点及び座標系等の表示

区分	図式及び大きさ	縮尺	表示の方法又は説明
基準三角点		0.2 米	0.2、0.5、1.0、5.0、50.0の縮尺では、その中心に4mm、3.0mm、2.0mmを記入するものとする。(以下同じ。)
電子基準点		0.2 米	
高木多角点		0.2 米	

準拠基準点		0.2 米	
地籍図準三角点		0.1 米	
地籍図準二角点		0.1 米	
地籍図準多角点		0.1 米	
地籍図準点		0.1 米	
地籍図準点		0.1 米	
基本水準点		0.2 米	
準水準点		0.2 米	
計測村境界線		0.2 米	本尺の寸法構成を記述したものを表示するものとする。
準界基準点		0.2 米	基準点の中心に同の中心を合わせて表示するものとする。

縮尺の異なる地籍事項を併せて表示する場合の付加記号			縮尺と異なる縮尺の付加記号を併せて表示する場合に、縮尺の異なる地籍事項を併せて表示する場合には、縮尺の異なる付加記号を併せて表示するものとする。
(1) 市町村境界線又は準界基準点、準水準点、準界基準点、準角点、準界点、準界点又は準界点等併せて表示する場合		0.1 米	(準界基準点の縮尺は準角点と異なる場合あり)
(2) 地籍図準三角点、準二角点、準多角点、準点併せて表示する場合		0.1 米	(基本三角点の中心に準拠基準点を併せて表示する場合あり)

2 一般地籍測量法の書式

区 分	記 号	種類 及び 単位	記号の表示の方法又は説明
測量区域 である場合		測 量	測量区域の境界は、測量区域で ある測量区域上の測量境界の一点とし て、その対称点を中央に置き、その 長さの2倍に等しい対称点を結ぶこと により表示するものとする。
文字の境界で ある場合		測 量	測量区域の境界が文字、文字又は 字の境界以外の境界である場合には、 字の境界である境界の記号で表示する ものとする。
字の境界であ る場合		測 量	測量の長さが増え、測量区域の 境界も測量の境界の線上に表示する ことができる場合には、次の要領に よって測量境界線を表示するものと する。 (1) 測量境界線が測量境界線を 構成する各点の間隔を短縮する。 (2) 測量境界線の間隔を短縮する。 (3) 測量の境界線が測量境界線の 場合には、測量境界の境界の線上に 境界線が測量境界線の長さの1/2を 表示する。

測量		測 量	(文字の境界である場合の例)  測量区域上の測量境界に表示するもの とする。 測量境界線がある場合には、次の要 領によつて表示するものとする。 (1) 測量境界線が測量境界線の線上に 表示する場合には、測量境界線が測量 境界線の長さの1/2を中央に置き、その 長さの2倍に等しい対称点を結ぶこと により表示するものとする。 (2) 測量境界線の間隔を短縮する。 (3) 測量の境界線が測量境界線の 場合には、測量境界の境界の線上に 境界線が測量境界線の長さの1/2を 表示する。
----	--	--------	--

測量		測 量	(2) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (3) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (4) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (5) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。
測量		測 量	(3) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (4) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (5) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。
測量		測 量	(4) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (5) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。

測量		測 量	(5) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (6) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。
測量		測 量	(6) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (7) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。
測量		測 量	(7) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (8) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。
測量		測 量	(8) 測量境界線の測量境界線に 表示する場合には、それぞれの測 量境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。 (9) 測量境界線が測量境界線の測量 境界線に1/2による表示をなし、かつ、 2つの測量境界線を示す。

調査地区の調査 区画番号	調査又は検査 の目的 （例） 1. 方位測定 2. 測量 3. 土地改良 4. 土地改良事業 5. 土地改良 6. 土地改良事業 7. 土地改良事業 8. 土地改良事業 9. 土地改良事業 10. 土地改良事業	土地 改良 事業 の 種 別 （例） 1. 土地改良 2. 土地改良 3. 土地改良 4. 土地改良 5. 土地改良 6. 土地改良 7. 土地改良 8. 土地改良 9. 土地改良 10. 土地改良
-----------------	---	---

3 主要利用及び建築物の表示

区分	表示	説明
1	面積及び大きさ	記号の表示の方法又は説明
2	方位測定	建築物の中心点に記号するものとする。ただし、建築物の表示が困難な場合は、建築物の中心点から、実測により建築物の中心点までの距離を記号するものとする。この場合において、実測による距離は、実測値の1.5倍以内とする。
3	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
4	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
5	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
6	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
7	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
8	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
9	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。
10	用途	用途の表示は、「用途」の記号とする。用途の表示は、「用途」の記号とする。

4 注記の表示

区分	表示	説明
1	面積及び大きさ	記号の表示の方法又は説明
2	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
3	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
4	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
5	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
6	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
7	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
8	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
9	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。
10	面積	面積の表示は、実測値の1.5倍以内とする。

5 表示についての注意事項

(1) 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。

(2) 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。

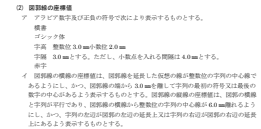
(3) 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。

(4) 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。

- 1 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。
- 2 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。



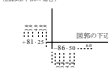
- 1 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。
- 2 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。



3 調査又は検査の目的が、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することである場合は、当該調査又は検査の目的を達成するために必要な事項を調査又は検査することとする。

- ① 整数の数字の下辺と小数点の数字の下辺とは、同一直線上にあるように表示する。
- ② 左下隅及び右上隅における縦線と横線は、それぞれ表示するものとする。ただし、必要がある場合には、左下隅又は右上隅の縦線又は横線に表示することとする。
- ③ 表示する数字は、図形の下部に当てずっぽうに書き込まないように表示するものとする。
- ④ 図形は、ゼロポイントを利用して作成するものとする。この場合において、縦向きは  $\frac{1}{10}$  または  $\frac{1}{20}$  の場合に応じて小数第 2 位まで、横向きは  $\frac{1}{10}$  の場合に応じて小数第 3 位まで、縦向きは  $\frac{1}{20}$  の場合に応じて小数第 4 位まで表示するものとする。
- ⑤ 小数点は、整数の 1 位の数字と小数第 1 位の数字との間であつて、かつ、整数の数字の中心線と上辺との交点の直上で表示するものとする。

(図 例)



(3) 地理図の名称

- ア 漢字及び仮名文字で表示するものとする。

標準

正方形立等線体

字高 4.0 mm

字間 4.0 mm

数字

- イ 字列は、図面の上部に平行であり、字列の下辺が図面の上部から 4.0 mm 離れるようにし、かつ、最左端の文字の左辺が図面の左辺の延長線から 30.0 mm 前になるように表示するものとする。ただし、図面の下部にこの位置に表示することと同様である場合には、表示する位置を変更することができる。

- ク 図形の名前は、4 桁村(特殊区を含む)の名称の本拠に「地理図」の文字を加えるものとする。

(図 例)



(4) 地理記号

- ア 100:1 の縮尺で図により表示するものとする。

標準

ゴシック体

字高 4.0 mm

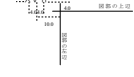
字間 4.0 mm

数字

- イ 字列は、図面の上部に平行であり、字列の下辺が図面の上部から 4.0 mm 離れるようにし、かつ、最左端の文字の左辺が図面の左辺の延長線から 30.0 mm 前になるように表示するものとする。ただし、図面の下部にこの位置に表示することと同様である場合には、表示する位置を変更することができる。

- ク 地理記号の中心は 100:1 の縮尺で、国土院地図制作技術書に掲げる標準的な表示方法によるものとする。

(図 例)



(5) 地理図の名称

- ア 「標準地図」として表示するものとする。

標準

正方形立等線体

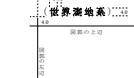
字高 4.0 mm

字高 4.0 mm

数字

- イ 字列は、図面の上部に平行であり、字列の下辺が図面の上部から 4.0 mm 離れるようにし、かつ、最左端の文字の左辺が図面の左辺の延長線から 30.0 mm 前になるように表示するものとする。ただし、図面の下部にこの位置に表示することと同様である場合には、表示する位置を変更することができる。

(図 例)



(6) 地理図の見出し

- ア 地理図の見出しの図記は、縦 15.0 mm、横 20.0 mm の長方形とし、幅 0.1 mm の溝線で表示するものとする。

- イ 地理図の見出しの図記内には、地理図の名称及び地理図の名称を表示するものとする。

- ク 地理図の見出しの表示については、第 1 節における地理図の見出しの表示を参照する。

- カ 地理図の見出しは、地理図の見出しにおける地理図の見出しの図記内に、図により表示するものとする。

- 標準 (イ) を用いた場合には、標準

- 正方形立等線体

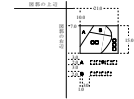
- 字高 4.0 mm (イ) を用いた場合には、1.0 mm 又は 0.5 mm

- 数字

- イ 地理図の見出しの図記は、その下部図面の上部に平行であり、かつ、図面の左上部が図面の左辺から 10.0 mm、図面の上部の延長線から 10.0 mm 離れるように表示するものとする。ただし、図面の下部にこの位置に表示することと同様である場合には、表示する位置を変更することができる。

- ク 地理図の見出しの表示は、地理図の見出しの図記内の一列とて表示する。地理図の見出しの表示は、地理図の見出しの図記内の一列とて表示する。地理図の見出しの表示は、地理図の見出しの図記内の一列とて表示する。地理図の見出しの表示は、地理図の見出しの図記内の一列とて表示する。

(図 例)



(7) 表上地理記号

- ア 表上地理記号の図記は、縦 4.0 mm、横 30.0 mm の長方形とし、幅 0.1 mm の溝線で表示するものとする。

- イ 表上地理記号の図記内には、当該図面の図記番号を表示するものとする。

- ク 表上地理記号の図記内には、図記によるものとする。

- カ 文字は、漢字、ローマ字、アルファベット及びハイテンを除き、黒で表示するものとする。

- (1) 標準は、図記により表示するものとする。

- 正方形立等線体

- 字高 3.0 mm

- 字間 3.0 mm (字数が多い場合には、2.0 mm 又は 1.0 mm)

- ゴシック体

- 字高 3.0 mm

- 字間 3.0 mm (字数が多い場合には、2.0 mm)

- ハイテンの長さ 2.0 mm

- イ 表上地理記号の図記は、その下部図面の上部に平行であり、かつ、図面の右下部が図面の左辺から 10.0 mm 離れる。図面の左辺の延長線から 10.0 mm 前になるように表示するものとする。



